

第 75 号 議 案

長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例

長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項の使用料の種別は、乗合旅客運賃、貸切運賃及び小荷物運賃並びに貸切料金及び運輸に関する料金とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 前項に規定する定期旅客運賃は、通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃、<u>片道通勤定期旅客運賃及び片道通学定期旅客運賃</u>とする。</p> <p>5 略</p> <p>(乗合旅客運賃の基準額)</p> <p>第 3 条 乗合旅客運賃の基準額は、1 キロメートル当たり<u>43円00銭</u>の範囲内（次に掲げる場合を除く。）において規則で定める。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項の使用料の種別は、乗合旅客運賃、<u>定期観光運賃</u>、貸切運賃、<u>特定輸送運賃</u>及び小荷物運賃並びに貸切料金及び運輸に関する料金とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 前項に規定する定期旅客運賃は、通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃、<u>団体発売通勤定期旅客運賃</u>、<u>片道通勤定期旅客運賃</u>、<u>片道通学定期旅客運賃</u>及び<u>通勤通学定期旅客運賃</u>とする。</p> <p>5 略</p> <p>(乗合旅客運賃の基準額)</p> <p>第 3 条 乗合旅客運賃の基準額は、1 キロメートル当たり<u>33円00銭</u>の範囲内（次に掲げる場合を除く。）において規則で定める。</p>

(1)～(3) 略

2 前項第1号の場合において、特殊区間制に基づく運賃は、次の各号に掲げる範囲内において規則で定める。

(1) 1区 220円

(2) 2区 230円

(3) 3区 280円

(4) 4区 290円

3 略

(定期旅客運賃)

第6条 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の額は、次の表の左欄に掲げる運賃の種別に従い同表の中欄に掲げる区分ごとに、大人の普通旅客運賃に推定乗車回数（1箇月60）を乗じて得た額からその額と同表の右欄に掲げる割引率以上（国土交通大臣の認可を得た割引率を上限とする。）を乗じて得た額を控除した額とする。

定期旅客運賃の種別	区分	割引率		
		1箇月	3箇月	6箇月
通勤定期旅客運賃	大人	0.25	0.2875	<u>0.40</u>
通学定期旅客運賃	大人	0.45	0.4775	—

(1)～(3) 略

2 前項第1号の場合において、特殊区間制に基づく運賃は、190円の範囲内において規則で定める。

3 略

(定期旅客運賃)

第6条 通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃、団体発売通勤定期旅客運賃、片道通勤定期旅客運賃及び片道通学定期旅客運賃の額は、次の表の左欄に掲げる運賃の種別に従い同表の中欄に掲げる区分ごとに、大人の普通旅客運賃に60（片道通勤定期旅客運賃及び片道通学定期旅客運賃については30）を乗じて得た額からその額と同表の右欄に掲げる割引率以上（国土交通大臣の認可を得た割引率を上限とする。）を乗じて得た額を控除した額とする。

定期旅客運賃の種別	区分	割引率		
		1箇月	3箇月	6箇月
通勤定期旅客運賃	大人	0.25	0.2875	<u>0.45</u>
片道通勤定期旅客運賃				
通学定期旅客運賃	大人	0.45	0.4775	—
片道通学定期旅客運賃				
団体発売通勤定期旅客運賃	大人	<u>0.30</u>	<u>0.3350</u>	<u>0.50</u>

2 通勤通学定期旅客運賃の額は、乗車区間の通勤定期旅客運賃の額と通学定期旅客運賃の額との合計額に全区間往復乗車の場合は2分の1を、その

2 通勤定期旅客運賃の額は、乗車区間が15キロメートルを超える場合は、15キロメートルの通勤定期旅客運賃の額に、大人の普通旅客運賃が10円増すごとに、推定乗車回数（1箇月60）を乗じて得た額に、0.60以下を乗じて得た額を加算した額とする。

3 通学定期旅客運賃の額は、乗車区間が15キロメートルを超える場合は、15キロメートルの通学定期旅客運賃の額に、大人の普通旅客運賃の額が10円増すごとに、推定乗車回数（1箇月60）を乗じて得た額に、0.20以下を乗じて得た額を加算した額とし、乗車区間が20キロメートルを超える場合は、20キロメートルの通学定期旅客運賃の額に、大人の普通旅客運賃の額が10円増すごとに、推定乗車回数（1箇月60）を乗じて得た額に、0.10以下を乗じて得た額を加算した額とする。

4 小児又は幼児に係る定期旅客運賃、片道通勤定期旅客運賃及び片道通学定期旅客運賃の額は、前3項の規定による大人の定期旅客運賃の額の半額とする。

第8条 略

2 通学回数旅客運賃については、その23パーセント以上の額（国土交通大臣に届け出た割引率を乗じて得た額を上限とする。）を減額できるものとする。

3 往復乗車券を使用して乗車する者に係る普通旅客運賃については、その7パーセント以上の額（国土交通大臣に届け出た割引率を乗じて得た額を上限とする。）を減額できるものとする。

他の場合は4分の1を乗じて得た額とする。

3 通勤定期旅客運賃、団体発売通勤定期旅客運賃及び片道通勤定期旅客運賃の額は、乗車区間が15キロメートルを超える場合は、15キロメートルの通勤定期旅客運賃、団体発売通勤定期旅客運賃及び片道通勤定期旅客運賃の額に、大人の普通旅客運賃が10円増すごとに、その10円に60（片道通勤定期旅客運賃については30）を乗じて得た額に、0.60以下を乗じて得た額を加算した額とする。

4 大人に係る通学定期旅客運賃及び片道通学定期旅客運賃の額は、乗車区間が15キロメートルを超え20キロメートルまでの場合は、15キロメートルの通学定期旅客運賃又は片道通学定期旅客運賃の額に、大人の普通旅客運賃の額が10円増すごとに、その10円に60（片道通学定期旅客運賃については30）を乗じて得た額に0.20以下を乗じて得た額を加算した額とし、乗車区間が20キロメートルを超える場合は、20キロメートルの通学定期旅客運賃又は片道通学定期旅客運賃の額に、大人の普通旅客運賃の額が10円増すごとに、その10円に60（片道通学定期旅客運賃については30）を乗じて得た額に0.10以下を乗じて得た額を加算した額とする。

5 小児又は幼児に係る定期旅客運賃の額は、第1項及び第3項の規定による大人の定期旅客運賃の額の半額とする。

第8条 略

2 通学回数旅客運賃については、その23パーセント以上の額（国土交通大臣の認可を得た割引率を乗じて得た額を上限とする。）を減額できるものとする。

3 往復乗車券を使用して乗車する者に係る普通旅客運賃については、その7パーセント以上の額（国土交通大臣の認可を得た割引率を乗じて得た額を上限とする。）を減額できるものとする。

(小荷物運賃)

第9条の2 小荷物運賃の額は、大人の普通旅客運賃の額とする。

(手数料)

第14条 乗車券類の書替え若しくは再発行又は使用料の払戻しを受けようとする者は、次の表に定める範囲内において、国土交通大臣の認可に基づき管理者が定める手数料を支払わなければならない。

区分		金額
定期乗車券の書替え又は再発行		<u>520円以内</u>
特殊回数乗車券の再発行		<u>220円以内</u>
使用料の払戻し	普通乗車券	<u>110円以内</u>
	回数乗車券	<u>220円以内</u>
	定期乗車券	<u>520円以内</u>

(定期観光運賃、特定輸送運賃及び小荷物運賃)

第9条の2 定期観光運賃、特定輸送運賃及び小荷物運賃の額は、国土交通大臣の認可に基づき規則で定める。

(手数料)

第14条 乗車券類の書替え若しくは再発行又は使用料の払戻しを受けようとする者は、次の表に定める手数料を支払わなければならない。

一般市内線及び県内高速バス

区分		金額
定期乗車券の書替え又は再発行		<u>500円</u>
特殊回数乗車券の再発行		<u>200円</u>
使用料の払戻し	普通乗車券	<u>110円</u>
	回数乗車券	<u>200円</u>
	定期乗車券	<u>500円</u>

県外行き高速バス

区分		金額
特殊回数乗車券の再発行		<u>210円</u>
使用料の払戻し	普通乗車券	<u>110円</u>
	回数乗車券	<u>210円</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に締結された契約に基づく運賃及び料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

乗合バスの運賃改定を実施するに当たり、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。